

真庭市地域公共交通利便増進実施計画 (案)

令和8年1月時点版
真庭市

目 次

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 第1章 公共交通利便増進実施計画の概要 | 1 |
| 1. 計画策定の目的 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 1 |
| 3. 計画の期間 | 1 |
| 4. 地域公共交通計画の概要 | 2 |
| 5. 計画の区域 | 6 |
| 第2章 利便増進事業 | 7 |
| 1. 実施事業の概要 | 7 |
| 2. 事業内容（再編内容） | 9 |
| 3. 真庭市による支援の内容 | 14 |
| 4. 事業実施に必要な資金の額・調達方法 | 15 |
| 5. 事業の効果 | 16 |
| 第3章 その他・関連事業等 | 18 |
| 1. 関連事業 | 18 |
| 2. 令和8年度以降の交通再編 | 21 |

第1章 公共交通利便増進実施計画の概要

1. 計画策定の目的

本市では、住民の日常生活の移動手段である公共交通を将来的にも確保・維持することを目的として、市全体の将来像の実現に資する公共交通ネットワークを構築するため、「真庭市地域公共交通計画」(以下、「地域公共交通計画」という。)を策定し、公共交通の再編を含めた各種施策・事業の実施に取り組むこととなりました。

このことから、地域公共交通計画を具現化し、住民の移動ニーズを踏まえつつ、需給バランスの取れた効率的で持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通計画に定めた特定の事業(以下、「利便増進事業」という。)に対して再編・見直しの内容等を示す「地域公共交通利便増進実施計画」(以下、「本計画」又は「利便増進計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は地域公共交通計画の実施計画(アクションプラン)として位置づけます。

なお、地域公共交通計画は、「第3次真庭市総合計画」を最上位計画とし、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に即した法定計画とします。また、まちづくりや土地利用等の関連する計画と整合を図り、福祉や観光等の施策とも連携を図るものです。

3. 計画の期間

地域公共交通計画の期間及びバス補助年度と整合を図るため、本計画の期間は令和8年4月(令和8年度)～令和12年9月(令和12年度)とします。

なお、計画期間中においても必要に応じて本計画の内容を見直すこととします。

4. 地域公共交通計画の概要

(1) 公共交通の目指す姿と交通体系

地域公共交通計画では、上位計画に示された理念やまちづくりの方向性を踏まえ、「真庭ライフスタイル(多彩な真庭の豊かな生活)の実現」に繋がる地域公共交通の目指す姿(理想像)を設定しました。

また、真庭市の目指す交通体系は、次の3つのレイヤー(層)を組み合わせることで、市内外をシームレスに移動できる仕組みを構築することとし、地域の実情に応じた施策の展開によってこれらの実現を目指します。

① 地域公共交通の目指す姿

1. 幹線軸(JR 姫新線、民間バス、まにわくん幹線)と地域内交通(まにわくん枝線やチョイソコまにわ等のデマンド交通)を組み合わせ、市内の目的地や近隣市町まで移動ができる
2. 日常の様々な移動需要(通学・通勤・通院・買物)に対応する交通手段が確保できている
3. 運転免許返納後(自家用車がなくて)も安心して生活ができる
4. 公共交通を通じて観光客や関係人口との交流・賑わいが生まれる
5. 関係者や地域住民が適切に関わり合い、みんなで公共交通を支えている

② 交通体系(3つのレイヤー)

| | |
|------------------------------|--|
| 幹線軸(広域) | <ul style="list-style-type: none">● JR 姫新線や民間路線バスにより、市外と接続する広域的な移動を確保● 市内通学の足として利用する高校生も多いことから、まにわくんや地域内交通との接続を考慮 |
| 幹線軸(まにわくん幹線) | <ul style="list-style-type: none">● 市内の各地域拠点を結び、市の大動脈となる移動手段として運行● 幹線軸として設定した路線間や幹線軸と地域内交通の接続を考慮 |
| 地域内交通(まにわくん枝線・デマンド交通・タクシーなど) | <ul style="list-style-type: none">● 各地域内の移動や、幹線軸との接続を担う交通として位置づけ、適切な運行区域、効率的運行を行う |

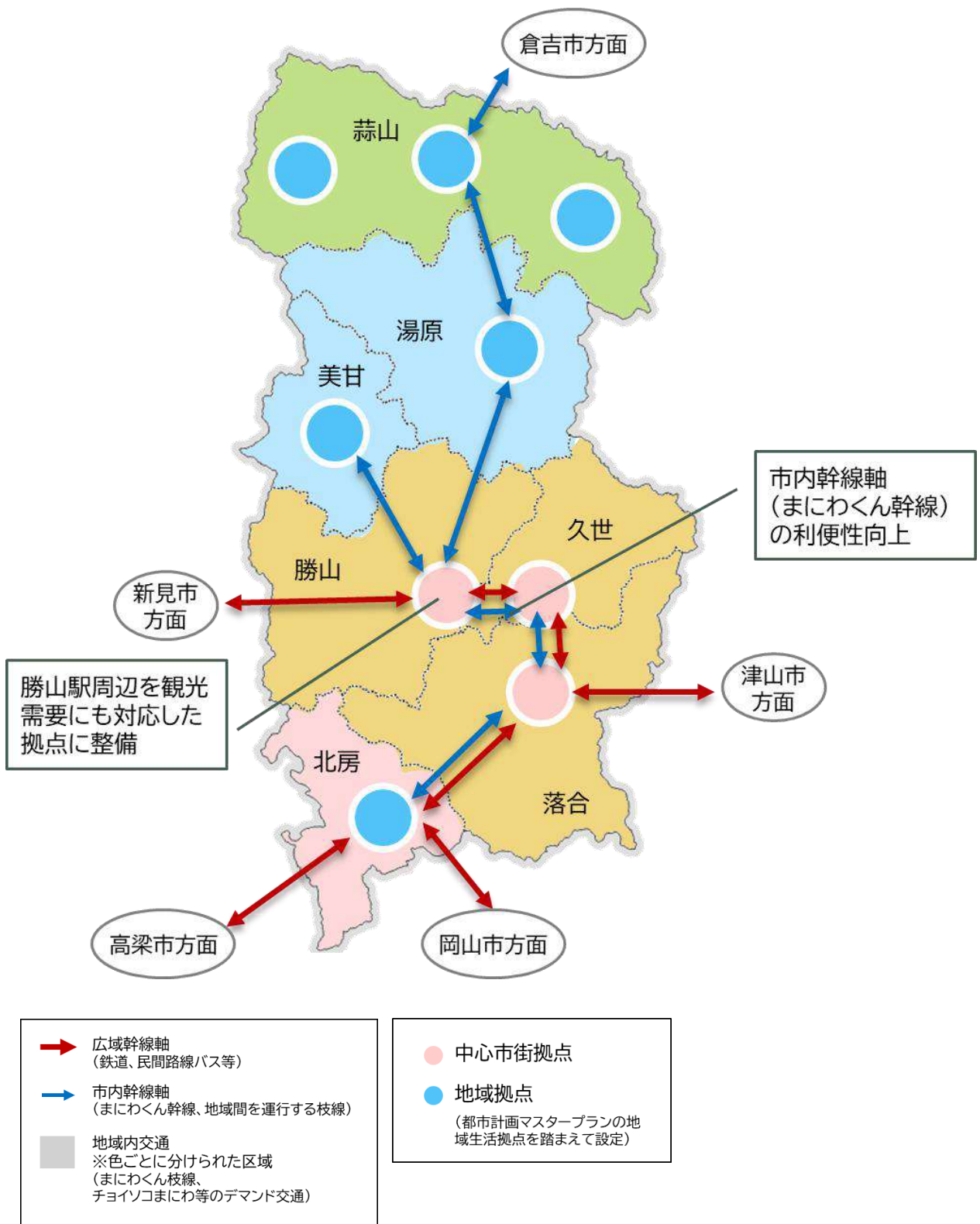


図 目指す姿を実現するための公共交通体系

(2) 計画に掲げる施策・事業（施策体系）

地域公共交通計画に掲げる施策及び事業の全体像は次のとおりです。

| 課題への対応方針 | 施策(コンセプト)と事業(具体的な手法・取組) |
|---|---|
| <p>対応方針①</p> <p>公共交通ネットワークの最適化</p> | <p>【施策1】 適材適所による公共交通体系の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幹線と地域内交通(枝線)を組み合わせた公共交通網の維持・整備 ● 交通空白への対応検討 ● まにわくん枝線の効率化 ● 複数の交通モードを一体で使える定期券・サブスクサービス等の検討 <p>【施策2】 デマンド交通の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配車システムを活用したデマンド交通の導入 ● 地域組織との協働によるデマンド交通の構築 <p>【施策3】 広域幹線軸の維持・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国・県・沿線自治体と連携したJR姫新線の維持確保 ● 交通事業者と連携した広域交通の利用促進 |
| <p>対応方針②</p> <p>公共交通の利用環境整備</p> | <p>【施策4】 乗り継ぎ環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ストレスのない乗継ダイヤの改善 ● まにわくんから他の交通モードへの乗継しやすさ向上 <p>【施策5】 拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中国勝山駅周辺の観光需要に対応した拠点整備 ● 交通結節点における利用者に優しい環境づくり ● 拠点でのイベントに合わせた公共交通の臨時運行 <p>【施策6】 情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 複数の交通モードの情報を一元化で伝える仕組み構築 ● GTFS-FLEXやリアルタイムデータの活用 ● 高齢者や学生等の属性に応じた状況提供 |
| <p>対応方針③</p> <p>持続可能な公共交通の仕組みづくり</p> | <p>【施策7】 交通事業者への支援と公共交通の収益確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国・県と連携した交通事業者への支援 ● 広告収入等による新たな収益確保策の検討 <p>【施策8】 地域公共交通の人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人材育成や接遇等のノウハウを学べる機会の創出 ● 事業者間の人材共有、登録ドライバー制度(住民ドライバー活用)等の導入検討 <p>【施策9】 関係者を巻き込んだ交通マネジメント体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モニタリングチームによる計画の推進と進捗管理 ● 地域組織等との検討会・意見交換会の開催 |
| <p>対応方針④</p> <p>公共交通に対する意識の醸成</p> | <p>【施策10】 公共交通を「知る・乗る・守る」意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乗り方教室・乗車体験会の開催 ● 公共交通無料デー等のキャンペーンの実施 ● ケーブルテレビ等の地元メディアを活用した周知 <p>【施策11】 送迎に対する意識の変革</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 送迎移動をしている児童・生徒、保護者への情報提供 <p>【施策12】 新しい移動スタイル「ライド&ウォーク」の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉や・健康づくりの場を活用した情報提供、公共交通の乗車体験会の実施 ● 利用者モニターの募集等による「ライド&ウォーク」制度の検討 |

図 地域公共交通計画の施策体系

(3) 利便増進計画の対象となる事業

地域公共交通計画の対象となる施策・事業については、「施策② デマンド交通の導入」の「事業 2-1 配車システムを活用したデマンド交通の導入」が該当します。事業の内容は次のとおりです。

| | |
|------------------|---|
| 地域公共交通計画における位置づけ | 事業 2-1 配車システムを活用したデマンド交通の導入 |
| 事業主体 | 真庭市、有限会社北房観光 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none">● 地域内交通(まにわくん枝線)は、移動実態に基づき、配車システムを活用した効率的なデマンド交通への転換を推進する。● 北房地域では、まにわくん枝線(北房ルート)を廃止し、令和 8 年 1 月より北房地域全域を対象としたデマンド交通(イコーデ)の実証運行を開始する。その後、実証により把握した移動ニーズや利用者からの声に合わせて調整を行い、令和 8 年 4 月より本格運行へと移行する。なお、本事業については地域公共交通利便増進計画の再編事業(地域公共交通利便増進事業)に位置づけ、利便性と効率性の向上を図る再編を行う。 |
| 実施時期 | 北房地域は令和8年度から本格実施し、他地域は計画期間内での検討・実施を目指す |

5. 計画の区域

本計画の区域は、令和8年度よりデマンド交通(イコーデ)の本格実施を予定している北房地域(阿口、上皆部、下皆部、五名、山田、上水田、下中津井、上中津井)とします。

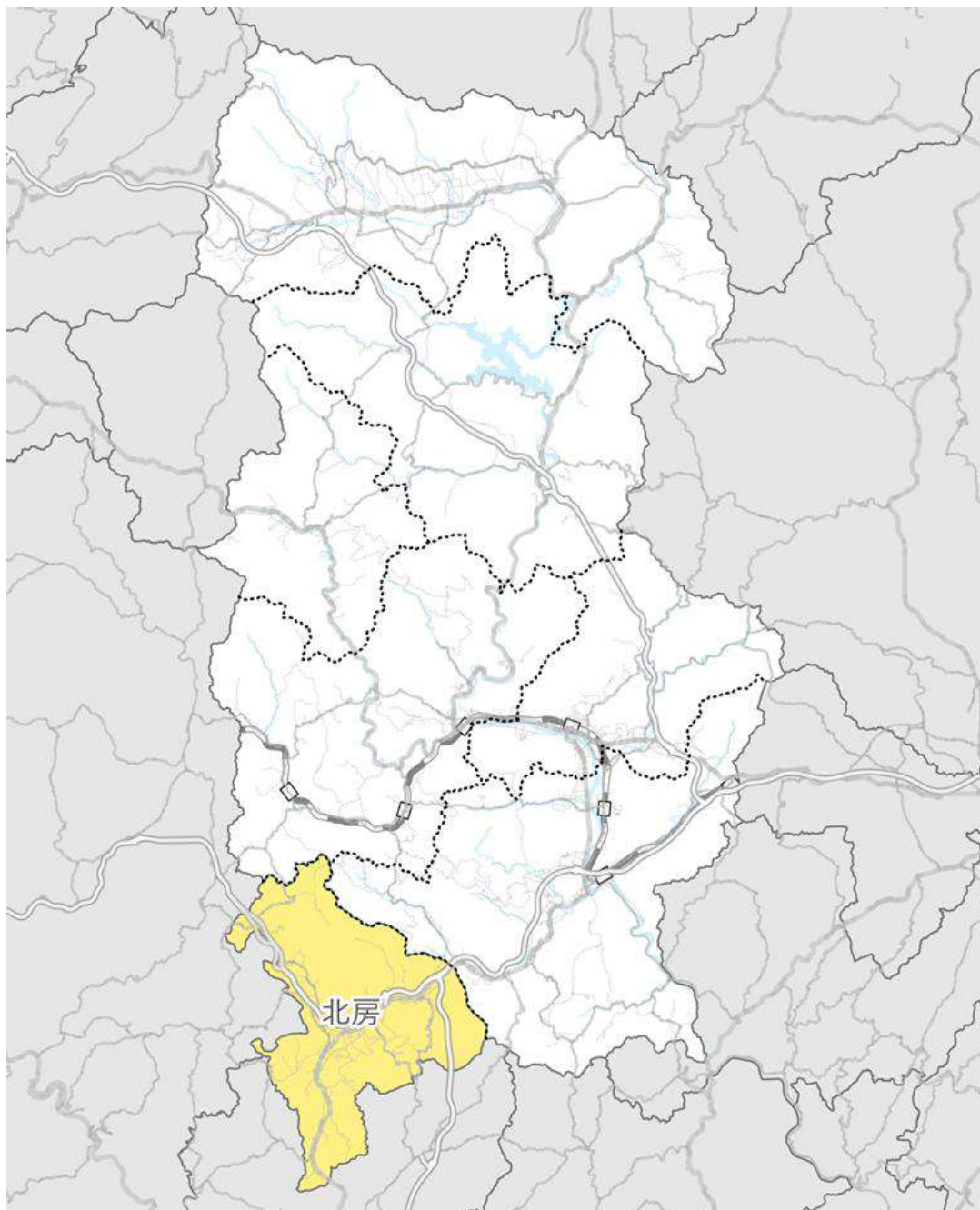


図 利便増進計画の対象区域

第2章 利便増進事業

1. 実施事業の概要

地域公共交通計画に基づき、北房地域のまにわくん枝線を廃止(高岡上～中国勝山駅系統を除く)し、北房地域住民を対象とした区域運行型デマンド交通を導入します。

| | |
|-------|----------------------------------|
| 名称 | 北房オンデマンド交通「イコーデ」 |
| 運行区域 | 北房地域全域 落合地域の一部(落合振興局、美作落合駅 等) |
| 運行形態 | 予約のあるミーティングポイント間を効率的に運行 |
| 運行経路 | 予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行 |
| 運行日 | 平日(月～金曜日) |
| 運行時間 | 9時～16時 |
| 運用方法 | 電話又はウェブによる予約(利用希望時間の60分前まで) |
| 運行の態様 | 区域運行(道路運送法4条、同施行規則第3条の3) |

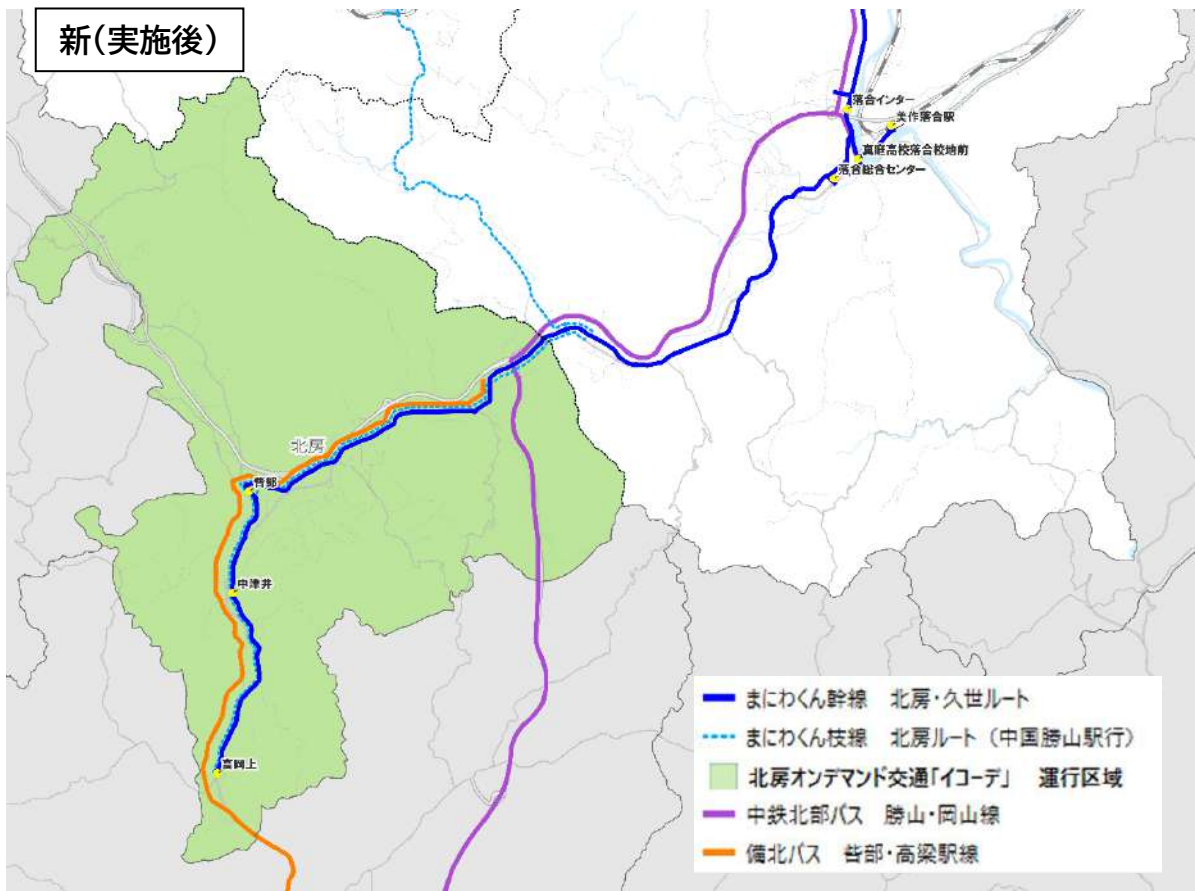
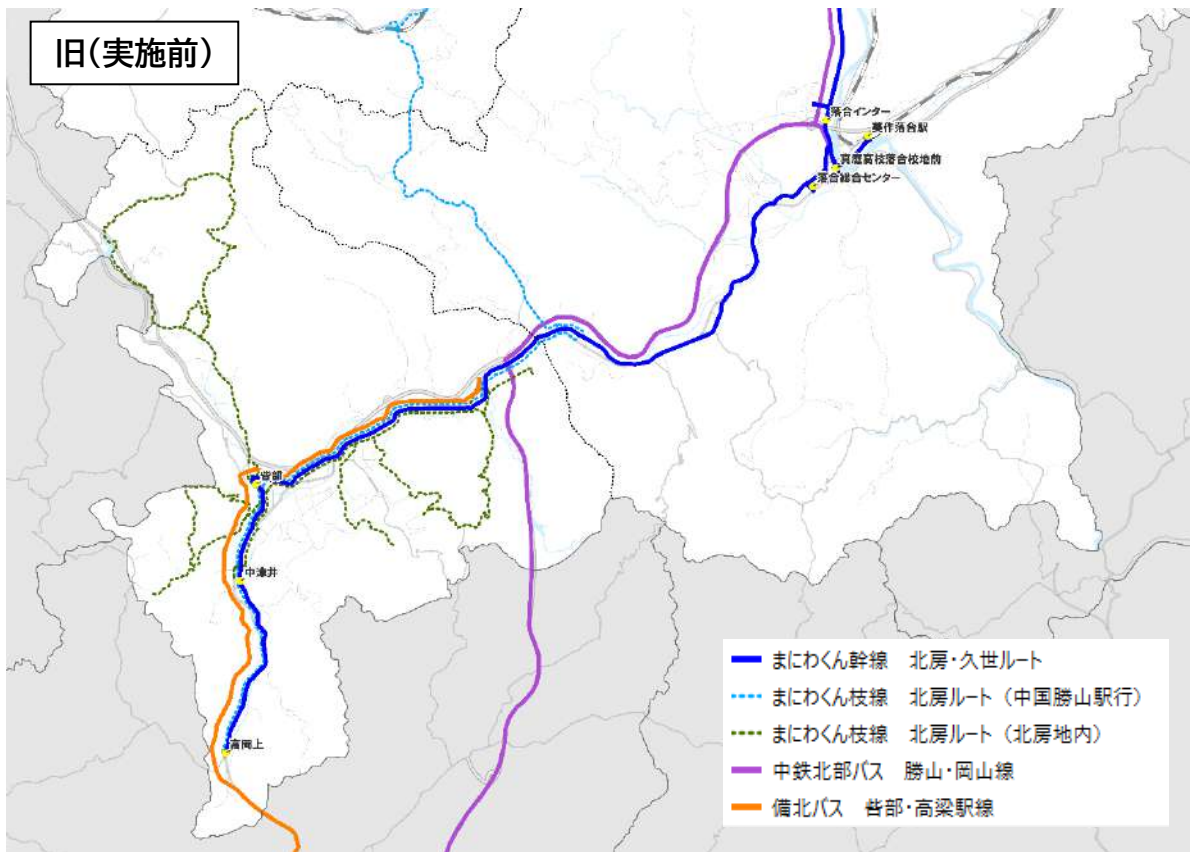


図 事業実施前後の全体像

2. 事業内容（再編内容）

(1) 系統別事業内容・実施主体

① 路線定期運行

北房オンデマンド交通「イコーデ」の運行に伴い、自家用有償運送(交通空白地有償運送)で運行していたまにわくん枝線(北房地内)は廃止とします。

表 路線定期運行の変更内容(その1)

| 系統 | 項 目 | 旧 (実施前) | 新 (実施後) | |
|-----------|----------|---------|---------|---|
| 北房1 | 事業内容 | 系統廃止 | | |
| | 起 点 | 草谷 | — | |
| | 経 由 地 | 些部 | — | |
| | 終 点 | 北房水田 | — | |
| | キ 〇 程 | 21.8 | — | |
| | 運 行 回 数 | 月 曜 日 | 0.5 | — |
| | | 水 曜 日 | 0.5 | — |
| | 実 施 主 体 | 真庭市 | — | |
| 運 行 事 業 者 | 有限会社北房観光 | — | | |
| 北房2 | 事業内容 | 系統廃止 | | |
| | 起 点 | 北房水田 | — | |
| | 経 由 地 | 些部 | — | |
| | 終 点 | 原茂 | — | |
| | キ 〇 程 | 20.7 | — | |
| | 運 行 回 数 | 月 曜 日 | 0.5 | — |
| | | 水 曜 日 | 0.5 | — |
| | 実 施 主 体 | 真庭市 | — | |
| 運 行 事 業 者 | 有限会社北房観光 | — | | |
| 北房3 | 事業内容 | 系統廃止 | | |
| | 起 点 | 牧原医院 | — | |
| | 経 由 地 | 些部 | — | |
| | 終 点 | 原茂 | — | |
| | キ 〇 程 | 19.5 | — | |
| | 運 行 回 数 | 月 曜 日 | 0.5 | — |
| | | 水 曜 日 | 0.5 | — |
| | 実 施 主 体 | 真庭市 | — | |
| 運 行 事 業 者 | 有限会社北房観光 | — | | |
| 北房4 | 事業内容 | 系統廃止 | | |
| | 起 点 | 横内 | — | |
| | 経 由 地 | 些部 | — | |
| | 終 点 | 廣恵医院 | — | |
| | キ 〇 程 | 9.2 | — | |
| | 運 行 回 数 | 月 曜 日 | 1.0 | — |
| | | 水 曜 日 | 1.0 | — |
| | 実 施 主 体 | 真庭市 | — | |
| 運 行 事 業 者 | 有限会社北房観光 | — | | |
| 北房5 | 事業内容 | 系統廃止 | | |
| | 起 点 | 菅野 | — | |
| | 経 由 地 | 些部 | — | |
| | 終 点 | 廣恵医院 | — | |
| | キ 〇 程 | 20.8 | — | |
| | 運 行 回 数 | 火 曜 日 | 1.0 | — |
| | | 金 曜 日 | 1.0 | — |
| | 実 施 主 体 | 真庭市 | — | |
| 運 行 事 業 者 | 有限会社北房観光 | — | | |

表 路線定期運行の変更内容(その2)

| 系統 | 項目 | 旧(実施前) | 新(実施後) | |
|-----------|----------|--------|--------|---|
| 北房6 | 事業内容 | 系統廃止 | | |
| | 起 点 | 皆部 | — | |
| | 経 由 地 | 牧原医院 | — | |
| | 終 点 | 菅野 | — | |
| | キ 口 程 | 17.9 | — | |
| | 運 行 回 数 | 火 曜 日 | 0.5 | — |
| | | 金 曜 日 | 0.5 | — |
| | 実 施 主 体 | 真庭市 | — | |
| 運 行 事 業 者 | 有限会社北房観光 | — | | |
| 北房7 | 事業内容 | 系統廃止 | | |
| | 起 点 | 能楽 | — | |
| | 経 由 地 | 谷尻 | — | |
| | 終 点 | 井尾口 | — | |
| | キ 口 程 | 3.3 | — | |
| | 運 行 回 数 | 火 曜 日 | 1.0 | — |
| | | 金 曜 日 | 1.0 | — |
| | 実 施 主 体 | 真庭市 | — | |
| 運 行 事 業 者 | 有限会社北房観光 | — | | |

注：北房1～7の各系統は、デマンド型による運行

② 区域運行

北房オンデマンド交通「イコード」として道路運送法4条、同施行規則第3条の3による区域運行を新設します。

表 区域運行の変更内容

| 系統 | 項目 | 旧(実施前) | 新(実施後) | |
|------------------|-----------|----------|----------------|------------|
| 北房オンデマンド交通「イコード」 | 事業内容 | 系統新設 | | |
| | 対 象 区 域 | — | 北房地域 | |
| | 起 点 | — | 阿口、山田、上水田、上中津井 | |
| | 終 点 | — | 皆部 | |
| | 運 行 時 間 帯 | 平 日 | — | 9:00~16:00 |
| | | 土 曜 日 | — | — |
| | | 日 曜 日 | — | — |
| | | 祝 日 | — | — |
| | 予 約 時 間 帯 | — | 9:00~16:00 | |
| | 実 施 主 体 | — | 岡山トヨタ自動車株式会社 | |
| 運 行 事 業 者 | — | 有限会社北房観光 | | |

(2) 運行系統・運行区域

① 運行系統図

廃止予定のまにわくん枝線(北房地内)の運行系統は次のとおりです。

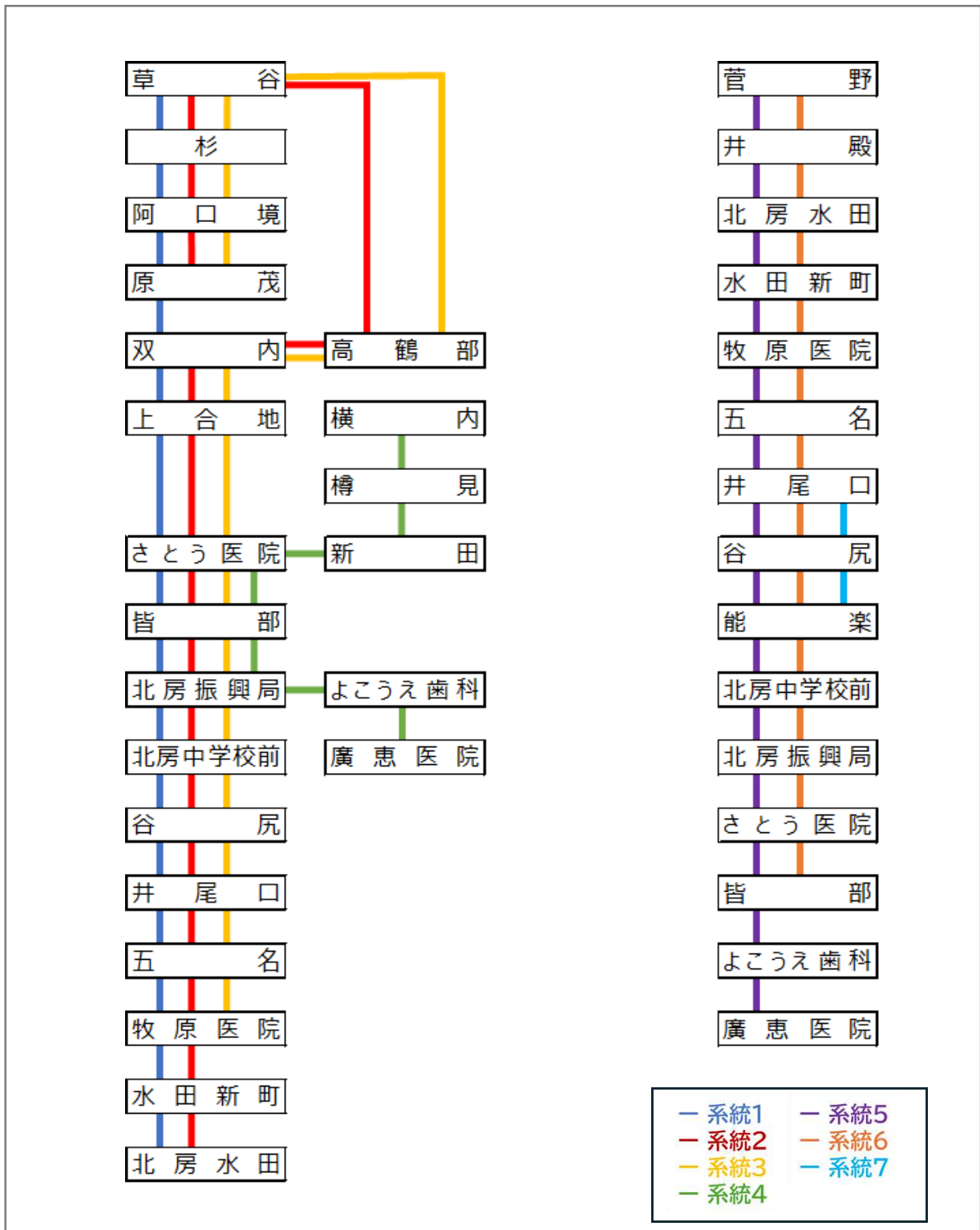


図 まにわくん枝線(北房地内)系統図

② 運行区域

ア. 路線定期運行

廃止予定のまにわくん枝線(北房地内)について、各系統の運行経路は次のとおりです。

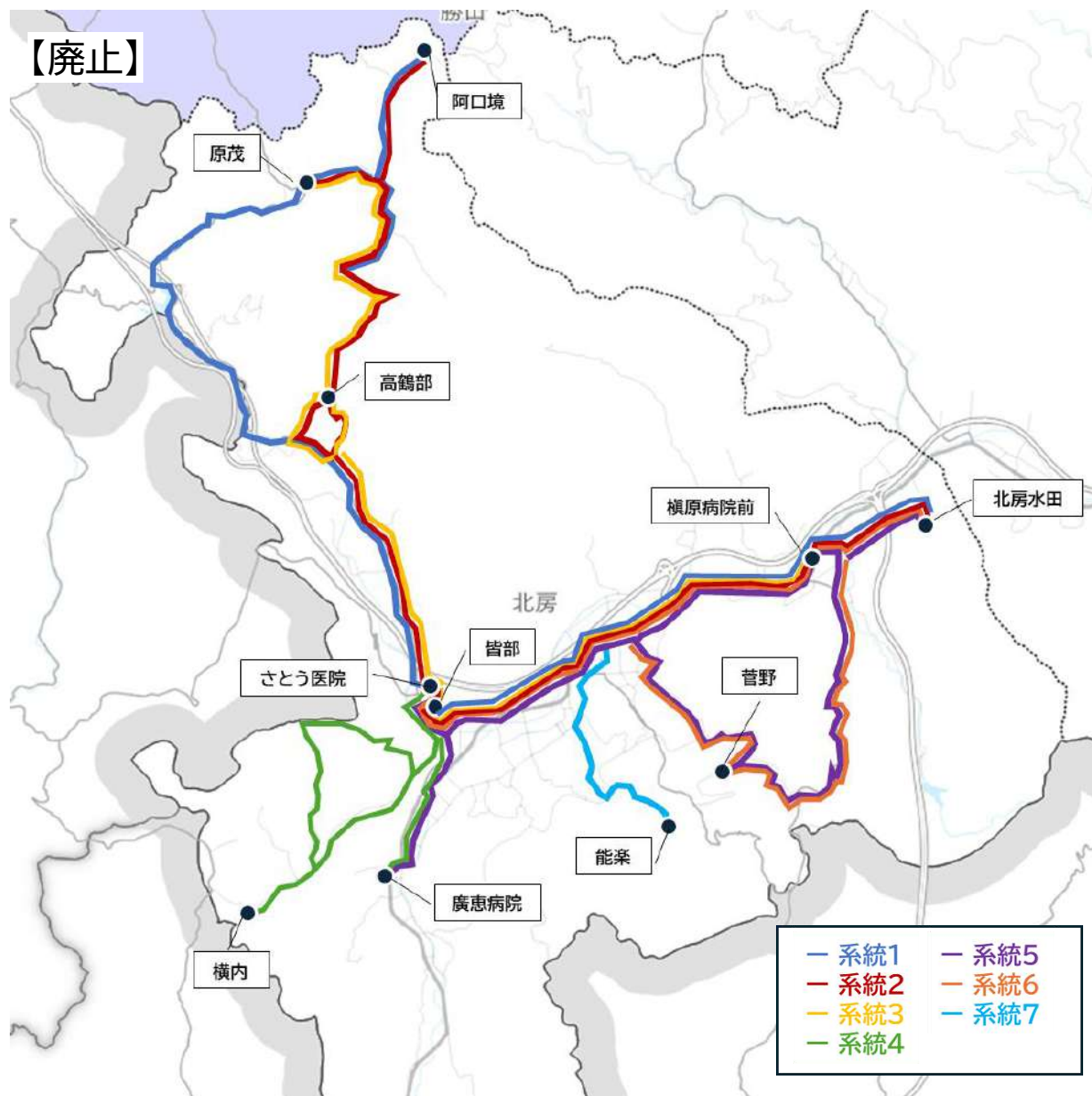


図 まにわくん枝線(北房地内)の運行経路・区域

イ. 区域運行

新設する北房オンデマンド交通「イコーデ」の運行区域は次のとおりです。運行区域は北房地域全域とし、落合地域の一部(落合病院、美作落合駅等)まで運行することで鉄道(JR 姫新線)やまにわくん幹線に接続します。

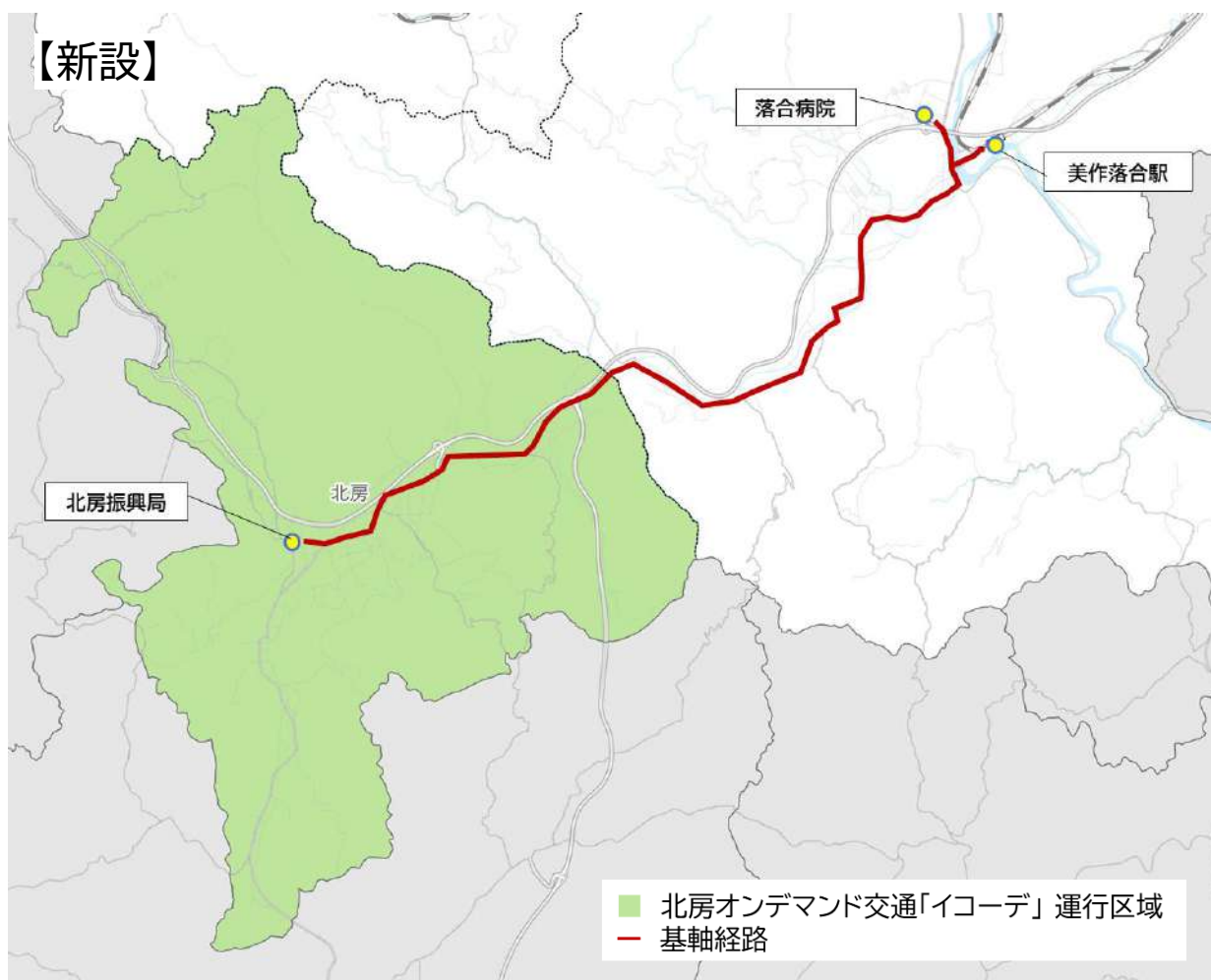


図 北房オンデマンド交通「イコーデ」の運行区域

(3) 運賃

北房オンデマンド交通「イコーデ」の運賃は次のとおりです。

| 運賃の設定 |
|---|
| 1名1乗車当たり400円とし、以下の要件に該当する者は1名1乗車当たり200円とする。 |
| ① 小学生(未就学児は無料) |
| ② 生活保護受給者 |
| ③ 障がい者手帳(身体、療育、精神)を受けている者 |
| ④ 第1種の身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている者の介護者 |
| ⑤ 児童養護または保護を受けている者 |
| ⑥ 65歳以上で「おかやま愛カード」の交付を受けている者 |

3. 真庭市による支援の内容

本計画における利便増進事業及びその関連事業の推進にあたり、真庭市が実施する支援の内容は次のとおりです。

(1) 地域公共交通の確保・維持に係る経費の支援

地域公共交通を確保・維持していくため、交通事業者に対して運行に係る経費を支援します。

(2) 利用促進

利便増進事業の実施に当たって、住民説明会や市広報紙・ホームページ等を通じた広報活動により周知を図ります。

また、各公共交通機関のダイヤ、運賃等を網羅的に掲載した公共交通マップの作成に対しては利便増進事業による変更・再編内容を反映します。

(3) モニタリング・調整に関わる支援

地域公共交通計画に基づき、真庭市地域公共交通会議及びその下部組織であるモニタリング・マネジメントチーム(仮称)を通じて事業の継続的なモニタリングとマネジメントを行います。

また、真庭市が交通事業者や実施主体、地域住民との調整役を果たします。

4. 事業実施に必要な資金の額・調達方法

利便増進事業等の実施に必要な資金の額及び調達方法は次のとおりです。

単位:千円

| 事業 | 総事業費 | 内訳 | 調達方法 | |
|--------|--------|--------------------------------|--------|------------|
| 北房地域再編 | 60,462 | 令和8年度(令和8年4月～令和8年9月) | | |
| | | 6,718 | 700 | 運賃収入 |
| | | | 3,009 | フィーダー補助(国) |
| | | | | 岡山県補助 |
| | | | 3,009 | 真庭市補助 |
| | | 令和9年度～12年度(令和8年10月1日～12年9月30日) | | |
| | | 53,744 | 7,520 | 運賃収入 |
| | | | 23,112 | フィーダー補助(国) |
| | 岡山県補助 | | | |
| 23,112 | 真庭市補助 | | | |

(注) 本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額であり、記載の通り調達されない場合があり得る。その場合の調整については、真庭市が行う。

5. 事業の効果

(1) 北房オンデマンド交通の導入効果

利便増進事業により期待される効果は次のとおりです。

① 交通空白地域の解消

北房地域の公共交通による人口カバー率(駅 500m、バス停 500m圏域人口の割合)は 74.8%となっており、面的な交通空白が存在しており、地域全域を対象とした区域運行導入によって人口カバー率は 100%に向上します。これにより、市全体の公共交通による人口カバー率は 99.5%に達する見込みです。

② 自宅送迎による潜在需要の掘起し

北房地域は山間地域であることから、直線距離でバス路線に近い集落においても高低差の関係(長い路程距離と急こう配)によって路線バスを利用出来ないケースも多い状況です。こうした集落にミーティングポイントを設けることにより、新たな移動需要の掘起しが期待されます。

③ オンデマンド運行による利便性向上

運行ダイヤの制約がなく、運行時間帯であれば、60分前の予約によってタクシーに近い水準で利用することが可能となるため、利便性が大きく向上します。

また、利用しやすい交通網の整備によって地域住民の活動量の増加や高齢者の運転免許自主返納の促進効果が期待されます。

④ 収支率の改善

北房地域へのオンデマンド交通の導入に合わせた「まにわくん枝線」の廃止によって路線定期運行経費を削減できます。

また、利便性の向上に伴い地域全体の公共交通利用者数の増加が期待され、オンデマンド交通の運賃は 400 円と、従来のまにわくんの運賃(200 円)に比べて倍額となるため、運賃収入の増加及び地域公共交通全体の収支率の改善が期待されます。

(2) 地域公共交通計画の評価指標・目標値における位置づけ

本計画に掲げる利便増進事業が関連する地域公共交通計画の目標(評価指標・目標値)は、次のとおりです。

【地域公共交通計画全体の目標】

| 評価指標 | 検証方法 | 検証時期 | 現状値 (R6 年度) | 目標値 (R12 年度) |
|--|---|--------|-------------------------------|-----------------|
| 《指標1》 真庭市民の1人あたりの活動量 (1人あたりの平均トリップ数) | 岡山県パーソントリップ調査やそれに代わる活動量の調査(市が実施する住民アンケート調査等)により検証 | R12 年度 | 2.5(平日) 2.2(休日) ※R4 年時点 | 3.0(平日) |

<方針1> 公共交通ネットワークの最適化

| 評価指標 | 検証方法 | 検証時期 | 現状値 (R6 年度) | 目標値 (R12 年度) |
|---------------------------------|-------------------------------------|------|----------------|-----------------------|
| 《指標2》 公共交通カバー率 | 駅・バス停 500m及び区域運行の対象地域の人口÷真庭市の総人口で計算 | 毎年度 | 96.7% | 100% |
| 《指標3》 市内を運行する公共交通の利用者数 | まにわくんとデマンド交通(チョイソコまにわ等)の利用者数 | 毎年度 | 128,980 人 | 129,000 人 (現状維持) |
| 《指標4》 デマンド交通(新交通システム)における利用率 | デマンド交通の実利用者数÷対象地域の人口で計算 | 毎年度 | — | 初年度把握し、前年度以上を目標値として設定 |

<方針2> 公共交通の利用環境整備

| 評価指標 | 検証方法 | 検証時期 | 現状値 (R6 年度) | 目標値 (R12 年度) |
|------------------|---|--------|----------------------|-----------------|
| 《指標6》 公共交通分担率 | 岡山県パーソントリップ調査やそれに代わる活動量の調査(市が実施する住民アンケート調査等)により検証 ※公共交通によるトリップ数÷全体トリップ数で算出 | R12 年度 | 2.8% (平日) ※R4 年時点 | 4.0%(平日) |

<方針3> 持続可能な公共交通の仕組みづくり

| 評価指標 | 検証方法 | 検証時期 | 現状値 (R6 年度) | 目標値 (R12 年度) |
|--|---|------|------------------------------------|--|
| 《指標7》 市内公共交通(まにわく・チョイソコまにわ等のデマンド交通)の収支率・財政支出額 | 収支率:年間の運行に必要な経費と収入(補助金及び他自治体の負担金を除いた額)により算出 財政支出額:補助金を含めた収支差額を採用 | 毎年度 | 収支率 12.8% 市支出額 140,926 千円 | 収支率 13.0% 市支出額 140,000 千円 (現状維持) |

第3章 その他・関連事業等

1. 関連事業

(1) 他地域の交通再編

- 地域公共交通計画の「事業 2-1 配車システムを活用したデマンド交通の導入」では、北房地域以外の交通再編に関する方向性を掲げています。
- 湯原・美甘地域については、まにわくん枝線の利用者数が少なく、効率的な運行となっていない状況にあります。このことから、北房地域の再編結果及びその効果を踏まえて、複数あるまにわくんの枝線を整理し、より効率的で利用しやすいデマンド交通への移行を本計画期間内に検討・実施します。
- 蒜山地域については、区域運行によるデマンド型のまにわくんが運行していることから、交通事業者や地域住民からの意見も踏まえ、計画期間内に見直し等を含めた今後の運行形態の方向性を検討します。

【地域公共交通計画における各地域の施策実施方針】

| | |
|------------|--|
| 真庭市全体 | <ul style="list-style-type: none">● 中心市街拠点・地域拠点での接続改善● 広域幹線軸(JR 姫新線・民間路線バス)の維持確保● 交通結節点(ハブ拠点)の環境整備● DX による予約環境、情報発信の強化● タクシー空白時間帯地域への対応として、ライドシェアの仕組み活用も検討 |
| 蒜山地域 | <ul style="list-style-type: none">● 地域主体のコミュニティ交通や既存のデマンド交通の活用● 必要に応じて AI デマンド交通の導入を検討 |
| 湯原・美甘地域 | <ul style="list-style-type: none">● まにわくん枝線からデマンド交通への転換を検討 |
| 勝山・久世・落合地域 | <ul style="list-style-type: none">● チョイソコまにわ、地域主体型コミュニティ交通などでカバー |
| 北房地域 | <ul style="list-style-type: none">● まにわくん枝線をデマンド交通に転換(新たなデマンド交通「イコーデ」として、令和 8 年 1 月から先行して運行を開始) |

(2) 関連事業

利用促進や利用環境の整備等に関する地域公共交通計画に掲げた次の事業について、利便増進計画における関連事業として推進します。

| 地域公共交通計画における位置づけ | 事業内容 |
|--|---|
| 事業1-4 定期券・サブスクサービス、複数の交通モードを一体で使えるフリーパス等の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ● まにわくんや市内公共交通が一体的に利用できる定期券やサブスクリプションサービス、フリーパス等の導入を検討する。 ● 通学者や観光客などターゲットに合わせ、利用範囲・価格帯を検討する。 |
| 事業4-2 まにわくん等から他の交通モードへの乗継しやすさ向上 | <ul style="list-style-type: none"> ● まにわくんとチョイソコまにわの乗継割引や共通で利用できる乗車券(フリーパス等)の導入を検討し、複数の交通モード間での利用を促進する。 ● 乗継拠点(中国勝山駅・久世駅・美作落合駅)の駅舎などを整備し、待合環境の充実を図る。 ● まにわくん幹線以外の路線についても、乗継案内アプリに対応した情報提供を行い、最適な乗継ルート・時刻を検索できるようにする。 ● 広域交通の乗継拠点(中国勝山駅・久世駅・美作落合駅)において、デジタルサイネージ等を活用したバス・鉄道の乗継案内表示を設置し、リアルタイム運行情報の提供を検討する。 |
| 事業5-2 交通結節点における空調整備など利用者に優しい環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の主要バス停において、上屋・ベンチの整備、暖房設備の導入、照明設置による夜間の安全性向上など、利用者の快適性を高める環境整備に向け検討を行う。 ● 高齢者・障がい者の利用を促進するため、バリアフリー対応を継続し、対応状況を分かりやすく周知する。 |
| 事業6-1 複数の交通モードの情報を一元的に提供する仕組みの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ● まにわくん・チョイソコまにわ・JR 姫新線・民間路線バスなど、市内すべての公共交通運行情報を統合したウェブサイトや時刻表を整備する。 ● デジタル機器を使わない高齢者へも情報が届くよう、紙媒体の時刻表を全戸配布する。 ● 主要施設(市役所、病院、商業施設等)に、公共交通案内端末設置を検討し、誰でも簡単に情報にアクセスできる環境の整備を検討する。 |
| 事業6-3 高齢者や学生などの利用者属性に応じた情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者向けに、大きな文字やイラスト中心の時刻表を作成し、老人会・サロン活動の場等で配布する。 ● 学生向けに SNS(Instagram、X、市公式 LINE 等)で運行情報・お得情報を発信し、若年層の利用を促進する。 ● 障がい者向けに音声案内の充実や、バリアフリー情報(低床バス運行便、車椅子対応等)の発信を検討する。 ● 外国人向けに、主要駅やバス停に英語・中国語・韓国語の多言語案内を整備し、誰もが安心して利用できる環境づくりを進める。 |

| 地域公共交通計画における位置づけ | 事業内容 |
|---|--|
| 事業8-2 交通事業者間の人材共有・登録ドライバー制度等の導入検討 | <ul style="list-style-type: none"> ● 交通事業者間で繁忙期・閑散期に応じた柔軟な人員配置等を協議できるよう、意見交換の場を設ける。 ● 地域住民が運転者として登録し、交通事業者の管理下でまにわくんやデマンド交通、スクールバス等の運転を担う「登録ドライバー制度」の導入を検討する。 ● 「登録ドライバー制度」の導入にあたっては、運転者の研修受講・保険加入だけでなく、交通事業者との協力体制も構築し、安全な運行が徹底された制度を構築する。 |
| 事業9-2 地域組織等との検討会・意見交換会の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自治会長・民生委員、利用者代表(高齢者・学生・障がい者等)を対象に意見交換会・説明会等を開催し、地域ニーズに対応した地域内交通の構築を検討する。 ● 必要に応じて、公共交通の現状や利用方法を案内する説明会を、地域単位で実施する。 |
| 事業10-1 乗り方教室・乗車体験会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校等を対象に、バス・電車を使った「乗り方出前教室」を開催し、子どもの頃から公共交通に親しむ機会を創出する。 ● 高齢者向け乗り方教室を、集いの場・サロン等の高齢者の集まりで開催する。チョイソコまにわは、予約・乗車方法をスマートフォンや電話で体験し、利用のハードルを下げる。 ● 参加者には無料乗車券(おためし乗車券)等を配布し、実際の利用につなげる。 ● 施設見学や子どもの体験学習の場での公共交通利用を提案する。 |
| 事業10-2 公共交通無料デー等のキャンペーン実施 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「公共交通無料デー」として、市内公共交通(まにわくん・チョイソコまにわ等)を無料で利用できる日を設ける。 ● 公共交通を使った出かける楽しさを広げるため、外出機会の創出や健康増進イベントを企画・継続実施し、新規利用のきっかけづくりを進める。 |
| 事業10-3 ケーブルテレビ等の地元メディアを活用した周知 | <ul style="list-style-type: none"> ● 真庭いきいきテレビ等の地元メディアを活用し、「公共交通情報コーナー」として運行情報・お出かけ情報を発信する。 ● 広報まにわで公共交通特集記事を掲載し、利用方法・新サービス情報を周知する。 ● 市公式 SNS(Facebook、X、Instagram、LINE 等)で公共交通情報を発信する。 |
| 事業12-1 福祉や健康づくりの場を活用した情報提供、公共交通の乗車体験会の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防教室等で、外出機会増加による健康維持効果を訴求し、公共交通利用を促進する。 |

2. 令和8年度以降の交通再編

下記のスケジュールに沿って、地域単位で交通再編を進めるとともに、必要に応じて利便増進計画の改定を行います。

【交通再編及び利便増進計画改定スケジュール】

| 実施事業 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 | 令和 11 年度 | 令和 12 年度 |
|------------------------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 北房地域の交通再編 | 実施 | | | | |
| 美甘地域の交通再編 | 検討・調整 | | 実施(仮) | | |
| 湯原地域の交通再編 | 検討・調整 | | 実施(仮) | | |
| 蒜山地域の交通再編 | 方向性検討 | | | | |
| 関連事業 (利用促進・利用環境整備等) | 継続実施 | | | | |